

指定訪問介護事業所

つつじ山荘ヘルパーステーション

(介護予防・日常生活支援総合事業)

運 営 規 程

社会福祉法人 双友会

社会福祉法人双友会
訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業) 事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双友会が設置するつつじ山荘ヘルパーステーション(以下、「事業所」という。)において実施する指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕事業(以下、「事業」という。)は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1 指定訪問介護事業所の介護訪問介護員等は、要介護などの心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業所の職員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。
- 3 本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの緊密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 つつじ山荘ヘルパーステーション
(2) 所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1187 番地 1

(職員の職種及び定数)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職員定数は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名(兼務可)
(2) サービス提供責任者 2名(有資格者)

- (3) 訪問介護者 3名以上
- (4) その他 事務者 1名(兼務可)

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業者と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業)の作成、利用者又はその家族に対し、サービス内容等について説明等を行うとともに、自らも本事業の提供にあたる。
- (3) 訪問介護員は、訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画に基づき、訪問介護において身体介護、生活援助を行う。

(営業日及び営業時間をサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。(祝日も営業)
- (2) 営業時間は午前7時から午後6時までとする。ただし、特別の需要がある場合は、この限りではない。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービス提供期間は、午前8時から午後5時までとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は大津町、菊陽町、旭志の全校区及び西原村の鳥子、小森、布田校区、南阿蘇村の立野校区とする。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 事業所は、当該事業者の通常の事業の実施地域(当該事業者が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は当該利用者申し込み者に関わる居宅支援事業所への連絡、適当な他の指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護内容)

第9条 訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 第7条の通常の実施地域を越えて行う訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自家用車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 通常の実施地域を越えてから片道1km. 毎に40円
- 3 前頁の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明したうえで、支払いに同意する旨の文書(記名押印)を受けるとする。

(指定訪問介護(介護予防・日常生活支援事業)の利用料)

第10条 指定訪問介護(介護予防・日常生活支援事業)の利用料は次のとおりとする。

1. 法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料として、指定訪問介護(介護予防・日常生活支援事業)の介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスない場合には介護報酬告示上の額とする。
2. 法定代理受領サービスではない指定訪問介護(介護予防・日常生活支援事業)の利用料。
 - (1) 法定代理受領サービスに当該しない指定訪問介護(介護予防・日常生活支援)を提供した際に、その利用者から支払いを受ける額は、指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る居宅介護サービス費用基準と同額である。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)事業者(以下、「事業者という。」)は、本事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、運営規定に概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い当該提供の開始について利用申込者又は、家族の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第 12 条 事業者は、正当な理由なく指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 13 条 事業者は、当該事業者の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 14 条 事業者は、指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前頁の被保険者証に法第 7 3 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 15 条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行わなくてはならない。

(心身の状況等の把握)

第 16 条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業所との連携)

第 17 条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 18 条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 6 4 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対する届け出る事等により、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画(介護予防・日常生活支援総合事業)に沿ったサービスの提供)

第 19 条 事業者は、居宅サービス計画(介護予防・日常生活支援総合事業)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)を提供しなければならない。

(居宅サービス計画(介護予防・日常生活支援総合事業)等の変更の援助)

第 20 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画(介護予防・日常生活支援総合事業)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携帯)

第 21 条 事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時及び利用者又は、その家族から求められた時は、これを掲示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 22 条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容、当該指定訪問介護について、法第 4 1 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は、居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防・日常生活支援総合事業)を記載した書面又は、これを準ずる書面に記載しなければならない。

(利用料の受領)

第 23 条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を提供した場合の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 1 2 年 2 月 1 0 日厚生労働省告示第 1 9 号)によるものとする。
- 3 事業者は、前 2 頁の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常事業の実施地域以外の居宅において指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を行う場合は、それに要した交通費の額を支払い利用者から受け取ることができる。
- 4 事業者は、前頁の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求書のための証明書の交付)

第 24 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の基本的取扱方針)

第 25 条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にそ

の改善を図らなければならない。

(訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画)の作成)

第26条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該も目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業)を作成しなければならない。

2 前頁の訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業)は、既に居宅支援サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業)を作成した際には、利用者またはその家族にその内容を説明しなければならない。

4 サービス提供責任者は、第1項の訪問介護計画(介護予防・日常生活支援総合事業計画)作成後においても当該訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業計画)の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規程は、前項に規程する訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業計画)の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第27条 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業計画)の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第28条 事業者は、指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)を受けている利用者が次の各号に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

1 正当な理由なしに指定訪問介護(指定介護予防・日常生活支援総合事業)の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させると認められるとき。

2 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 29 条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）の提供をやっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師の連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保)

第 30 条 事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、事業者ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、当該事業者ごとに、当該事業書の訪問介護員等によって指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）を提供しなければならない。

3 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 31 条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び、健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(提示)

第 32 条 事業者は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。

(秘密保持)

- 第 33 条 事業所の従業員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を他に漏らしてはいけない。
- 2 事業所は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文章により得ておかなければならない。

(居宅支援事業所に対する利益供与の禁止)

- 第 34 条 事業者は、居宅介護支援事業所等又はその従業員に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第 35 条 事業者は、提供した指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、提供した指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）に関し法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 3 事業者は、提供した指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 36 条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと

ともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うとともに原因の追究又、再発防止に講じなければならない。

（記録の整備）

第 37 条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問介護（指定介護予防・日常生活支援総合事業）で事業者は、利用者に対する指定訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（職員研修）

第 38 条 事業者は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- （1）採用時研修 採用後 3 か月以内
- （2）維持研修 年 2 回

（虐待防止に関する事項）

第 39 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 40 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第 41 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

第 42 条 この事項に定める事項の他、本事業の運営に関する重要事項は社会福祉法人双友会と事業所の管理者が協議して定める。

付則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。